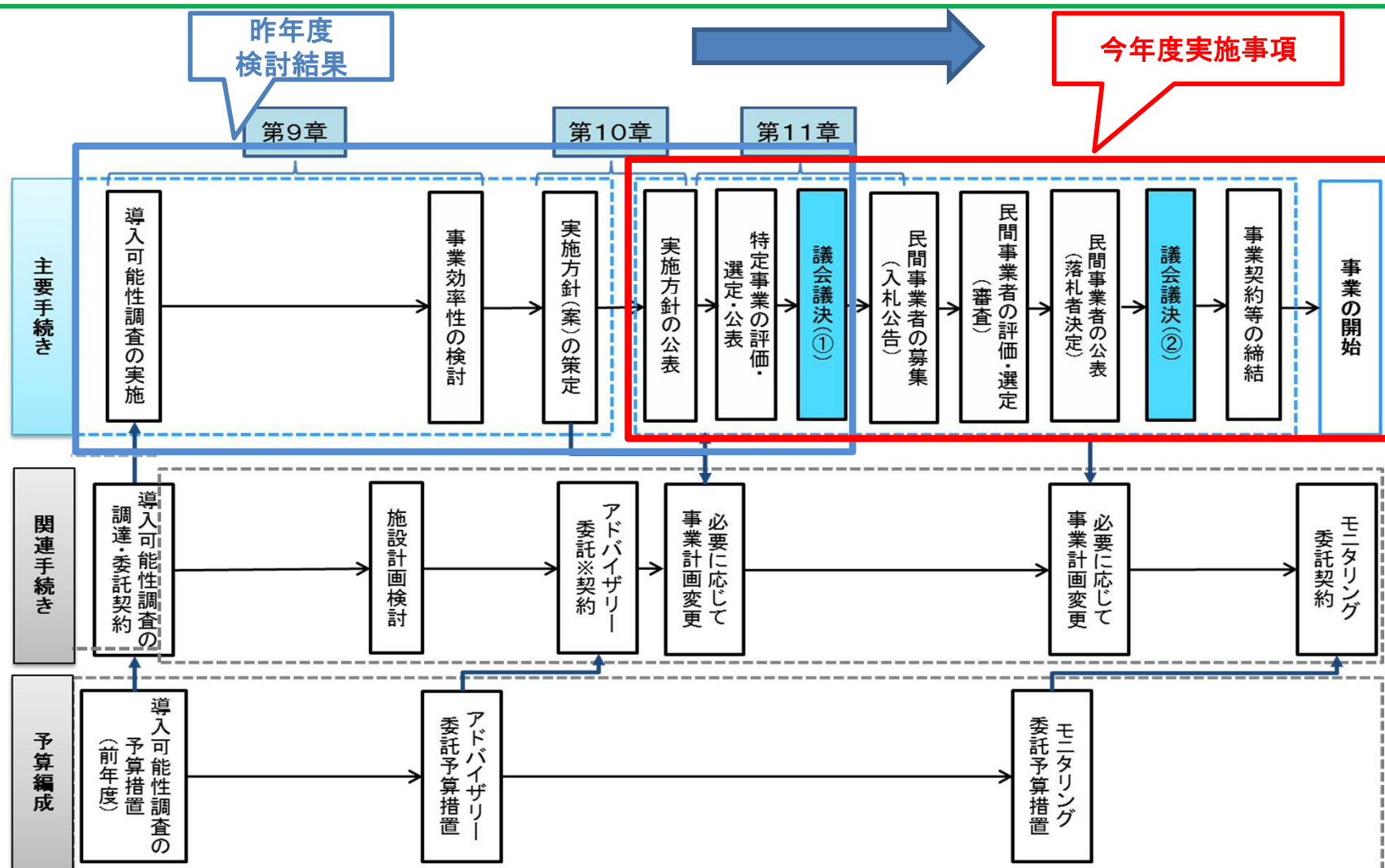


平成29年度
第5回 下水道未普及解消事業における
官民連携事業導入に向けたマニュアル
検討会

マニュアル(案)の主要ポイント
(現段階作成案の説明)

本検討会の位置づけ

- 昨年度、「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル（案）官民連携事業導入編（以下、推進マニュアルとする）」には、導入可能性調査から契約フローの一部まで議論した。
- 今年度は導入可能性調査から実施方針（案）の公表・契約までを実施した地方公共団体の実例を基に、実際の課題を抽出していく。特に発注者側の課題や、民間事業者へのヒアリング等では事業者の要望・実態が把握できた。
- 地方公共団体のモデル検討結果を踏まえ、既存マニュアルのブラッシュアップと共に、契約に係る内容を追記することによって、本年度で推進マニュアルを完成させる。



※アドバイザー委託では実施方針の公表、民間事業者の調達、契約手続き等の支援を委託する。

マニュアルの目次(本日審議対象分)

○本マニュアル(案)の全体の目次のうち、これまでの審議内容と、今回の審議内容を下記に示す。

昨年度以前の審議内容

第10章 実施方針(案)に示す事項

- § 32 実施方針作成の目的
- § 33 事業実施の意思決定
- § 34 事業者の募集及び選定
- § 35 事業者の責任や品質の確保
- § 36 公共下水道施設の立地や規模・配置
- § 37 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置
- § 38 事業の継続が困難となった場合における措置
- § 39 法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援
- § 40 その他事業の実施に関し必要な事項
- § 41 その他必要資料

前回の審議内容

- § 42 実施方針の内容の見直し・変更(更新)

第11章 事業者の募集、評価・選定、公表

- § 43 募集公告時の必要資料
- § 44 事業者の募集に関する基本的な考え方
- § 45 事業者の選定方法
- § 46 事業者の選定基準の検討
- § 47 審査委員会の設置
- § 48 事業者の公表時の留意事項
- § 49 事業の中止

第12章 事業契約等の締結等

- § 50 設計変更を含めた契約フロー
- § 51 事業契約の基本的な考え方
- § 52 事業契約の締結
- § 53 設計変更の考え方
- § 54 事業契約の変更・取消し

今回の審議内容

第13章 事業の実施

- § 55 事業の開始
- § 56 事業の監視

○事業は、あらかじめ地方公共団体と事業者の双方で締結した事業契約等に従って開始することとする。

- 未普及解消事業を開始する際には、すでに定めている事業の基本方針・実施方針に基づき、地方公共団体と事業者との間で締結した事業契約に従って実施することとする。
- なお、事業契約の始期は、契約締結日であって、当該契約締結日からその効力を生じる。事業契約の終期については、特定の年月日、又は対象施設の供用開始から一定期間を経過した日であると考えられる。

<事業開始に関する記述の例> (契約書に記載)

第●●条(事業日程)

本件事業の日程は次に定めるとおりとする。

運営開始 平成●●年●●月●●日

運営終了 平成●●年●●月●●日

第●●条(事業開始の準備)

事業者は、運営開始日に、本契約及び業務要求水準書に従い円滑に運営業務を開始できるよう、必要な人材を確保し、研修を行うなど、十分な準備を行わなければならない。

2 事業者は、運営開始日の30日前までに前項の準備を実施し、運営開始日から運営業務を開始できる体制を整えたうえで都に通知し、運営開始日までに都の確認を受けなければならない。

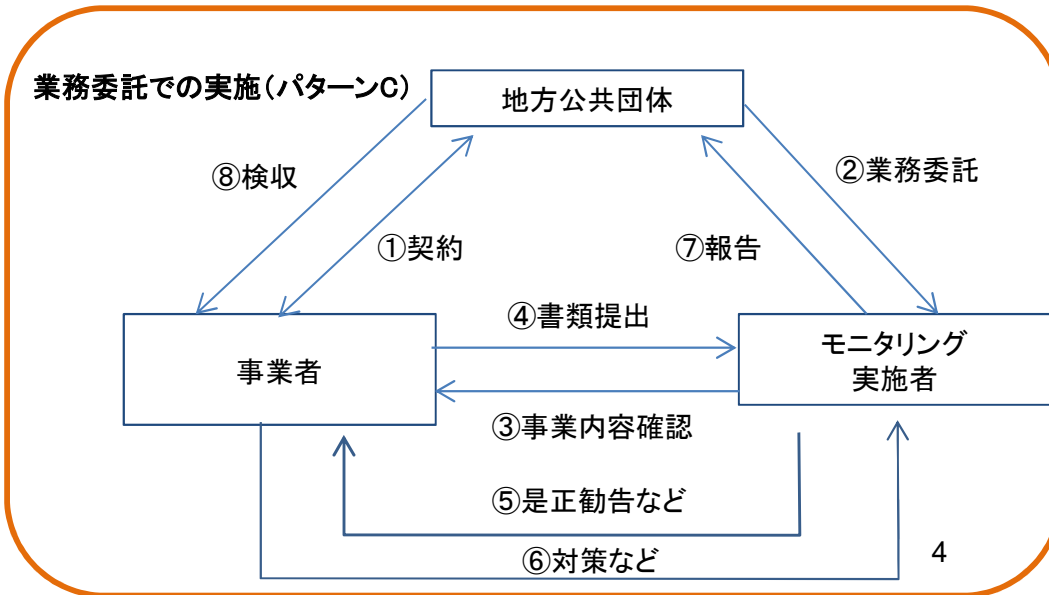
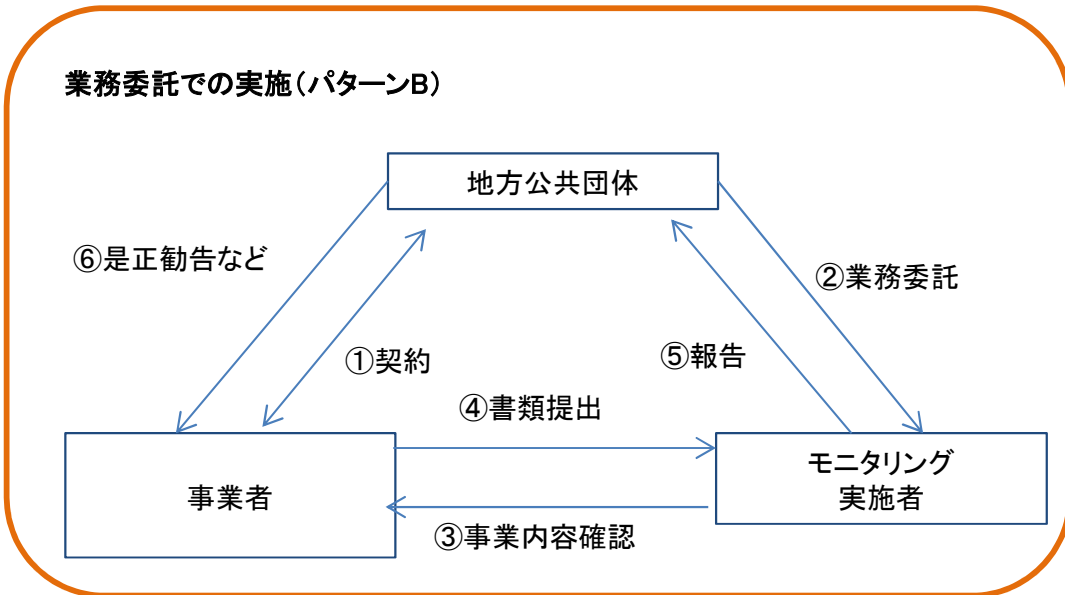
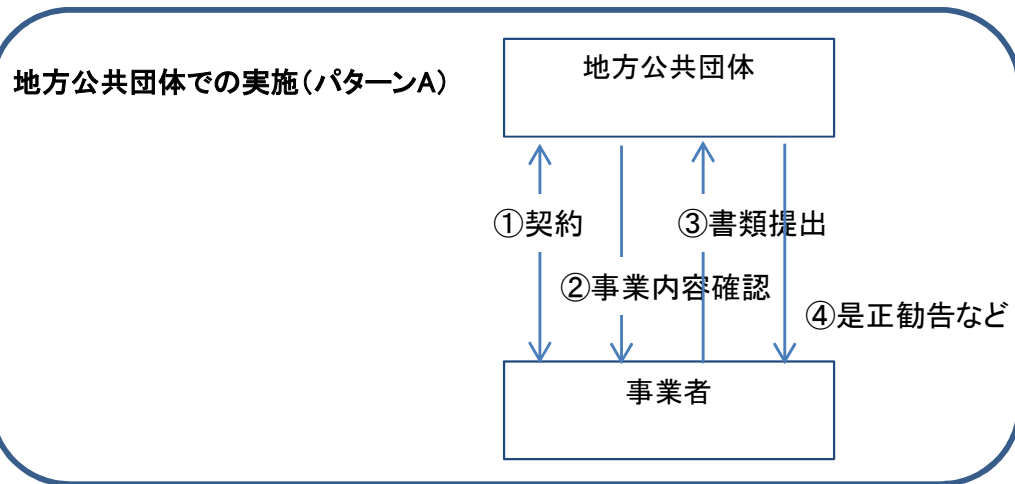
3 発注者は、事業者の業務について必要な協力を行う。

4 事業者は、前条項に定める業務のほか、運営開始日まで、業務要求水準書に規定される運営開始前の業務を実施しなければならない。

○地方公共団体は、事業が公平公正かつ透明に実施されているかを確認する必要がある。確認の方法としては、地方公共団体が事業契約や要求水準、及び提案書に示された事項が適切に実施されているか事業を監視するモニタリング、事業者が自ら事業の実施状況を報告するセルフモニタリングがある。

● ①事業者により提供されるサービス水準の監視(地方公共団体が行うモニタリング)

■ モニタリングは、地方公共団体が主体となり実施することも、地方公共団体から第三者に対して業務委託として実施することも想定される。業務委託の内容は事業監視実施者の監視範囲や責任範囲によってさまざまなケースがあり得る



- ②事業者が自ら行う事業の実施状況の定期的な報告(事業者によるセルフモニタリング)
- 事業者によるセルフモニタリングでは、要求水準で定められた期間や、事業者から提案のあった期間に、事業者自身が事業の進捗状況について地方公共団体に報告する。
 - 報告する項目は、双方で事前に定めておく。
 - セルフモニタリングの結果と事業者によって提供されるサービス水準の監視の結果を合わせることで、ダブルチェックの機能を果たす。これによって、より確実な事業の実施が期待される。
- § 50に示したケース2において事業を実施する場合、設計企業が工事監理の業務委託を受託することで、透明性が担保される。
 - 地方公共団体は当該選定事業の実施に係る透明性を確保するため、事業の監視等の結果について、必要に応じ住民等に対し公開することが望ましい。ただし、公開することにより民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ事業契約等で合意の上、これを除いて公表する。